

2文序第1112号
令和2年9月30日

関係団体各位

文化庁次長
今里 謙

(印影印刷)

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の公布及び一部の施行について（通知）

この度、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号。以下「改正法」という。）が第201回通常国会において成立し、令和2年6月12日に公布されるとともに、これに関連して、「著作権法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第284号）及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第31号）が同年9月16日に公布されました。

今回の改正は、平成31年2月の「文化審議会著作権分科会報告書」等を踏まえ、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるものであり、具体的な改正事項は、以下のとおりです。

1. インターネット上の海賊版対策の強化

- (1) リーチサイト対策
- (2) 侵害コンテンツのダウンロード違法化

2. その他の改正事項

- (1) 著作物等の利用の円滑化を図るための措置
 - ① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大
 - ② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）

③ 著作物等を利用する権利に関する対抗制度の導入

- (2) 著作権等の適切な保護を図るための措置
 - ④ 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化
 - ⑤ アクセスコントロール等に関する保護の強化
- (3) プログラム登録制度の整備（プログラム登録特例法）
- ⑥ 国及び独立行政法人に係る手数料の免除規定の廃止
 - ⑦ 同一性証明制度の創設

これらの改正事項のうち、1. (1)（リーチサイト対策）及び2. (1)（著作物等の利用の円滑化を図るための措置）については、令和2年10月1日から施行されることとなっており、これらの規定等の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いします。

1. (2)（侵害コンテンツのダウンロード違法化）、2. (2)（著作権等の適切な保護を図るための措置）及び2. (3) ⑥（プログラム登録に関する手数料の免除規定の廃止）については令和3年1月1日から、2. (3) ⑦（プログラム登録に関する同一性証明制度の創設）については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行されることとなっており、これらの規定の趣旨及び概要については、追って別途通知することを予定しておりますので、申し添えます。

記

1. リーチサイト対策（新法第113条第2項から第4項まで、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等関係）

違法にアップロードされた著作物等（以下「侵害コンテンツ」という。）へのリンク情報を集約したリーチサイト等によって海賊版被害が深刻化していることを受け、以下の措置を講ずることとしたこと。

（1）リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供行為等のみなし侵害化（新法第113条第2項、第120条の2第3号）

まず、リーチサイト（侵害著作物等利用容易化ウェブサイト）を、（ア）「…公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」、（イ）「…主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」と規定することとしたこと。（ア）としては、サイト運営者が侵害コンテンツへの誘導のためにデザインや表示内容等を作り込んでいる場合、（イ）としては、掲示板等の投稿型サイトでユーザーが違法リンクを多数掲載し結果として侵害コンテンツの利用を助長している場合などが対象となることが想定されること（リーチアプリ（侵害著作物等利用容易化プログラム）についても同様）。

その上で、リーチサイトやリーチアプリにおいて行われる侵害コンテンツへのリンク提供行為等を、リンク先が侵害コンテンツであることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合に、著作権等の侵害とみなし、差止請求等の民事措置を可能とともに、刑事罰（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては300万円以下の罰金）の対象とすることとしたこと。なお、本件刑事罰は親告罪であること。

（2）リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が侵害コンテンツへのリンク提供行為等を放置する行為のみなし侵害化（新法第113条第3項）

リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、他者により行われた侵害コンテンツへのリンク提供行為等について、リンク先が侵害コンテンツであることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、リンクの削除などの防止措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為を、著作権等の侵害とみなし、民事措置を可能と

すること。これにより、権利者は、リンク提供者のみならず、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対してもリンクの削除等を請求することができるようになること。

(3) リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する刑事罰（新法第119条第2項第4号・第5号）

リーチサイト・リーチアプリの公衆への提供等を行った者を、刑事罰（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては3億円以下の罰金）の対象とすることとしたこと。なお、本件刑事罰は親告罪であるが、リーチサイトに掲載された個々のリンクに関する権利者が、刑事訴訟法第230条に規定する「罪により害を被つた者」に該当し、それぞれ単独で告訴を行うことができるものと考えられること。

なお、上記（2）（3）の措置に関して、いわゆるプラットフォーム・サービス提供者については、権利者による削除要請に正当な理由なく応じず相当期間にわたって放置している等の悪質な場合を除き、責任が及ばないことを明確化することとしたこと。

(4) 「ウェブサイト等」の定義（新法第113条第4項、新令第66条、新規則第25条）

(i) ウェブサイト等の定義（新法第113条第4項）

上記（1）～（3）の措置に係る条文における「ウェブサイト等」の定義について、ドメイン名（送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分）が共通するウェブページの集合物（ウェブサイト）を基本としつつ、ウェブサイト全体としてはリーチサイトに該当しないものの、ウェブサイトの一部において侵害コンテンツへの悪質な誘導行為が行われている場合に対応するために、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページであって、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものを対象として規定することとしたこと。

これに関して、ウェブページの具体的な定義を文部科学省令に、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに関する要件を政令に委任することとしたこと。

(ii) 「ウェブページ」の具体的な定義（新規則第25条）

新法第113条第4項により文部科学省令に委任された「ウェブページ」（インターネットを利用した閲覧の用に供される電磁的記録）の具体的な定義を、「H T M L その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるもの」と規定することとしたこと。

(iii) ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに関する要件（新令第66条）

新法第113条第4項により政令に委任された「複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるもの」の要件として、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに、（ア）当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われているウェブページと、（イ）当該複数のウェブページを構成する他のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置が講じられているウェブページのいずれもが含まれていることを規定することとしたこと。

これにより、例えば、ウェブサイトや掲示板において特定のカテゴリーの下に分類されたページのまとめや、S N S やブログにおける特定のアカウントによる投稿のまとめなどが対象となるものと考えられること。

(5) 罰則についての運用上の配慮（改正法附則第4条）

新法第119条第2項第4号及び第5号並びに第120条の2第3号に係る刑事罰の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととしたこと。

2. 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（新法第30条の2関係）

スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及や動画投稿・配信プラットフォームの発達等の社会実態の変化に対応して、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲を拡大することとしたこと。

具体的には、(ア)「写真の撮影」、「録音」及び「録画」に限定されていた対象行為について、スクリーンショット、生配信、CG化なども対象となるよう、複製や伝達行為全般に拡大した上で、(イ)固定カメラでの撮影等の創作性が認められない行為を行う場面も対象とし、(ウ)子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合のぬいぐるみなど、主たる被写体に付随する著作物であれば分離が困難でないものも対象とすることとしたこと。

他方、想定外の利用態様にまで適用範囲が拡張されることや、濫用的な利用を招くこと、既に形成されているライセンス市場を阻害することなどがないよう、従来からの付隨性・軽微性等の要件は維持しつつ、「正当な範囲内」という要件を新たに規定することとしたこと。

3. 行政手続に係る権利制限規定の整備(地理的表示法・種苗法関係)（新法第42条第2項関係）

従来から対象となっていた特許審査手続等と同様、(ア)地理的表示法(G I 法)に基づく地理的表示の登録、(イ)種苗法に基づく植物の品種登録についても、審査が迅速・的確に行われるよう、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとしたこと。

また、今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応することができるよう、政令により、隨時手続を追加することを可能としたこと。

4. 著作物等を利用する権利に関する対抗制度の導入（新法第63条の2、改正法附則第8条関係）

著作権者から許諾を受けて著作物を利用している者（ライセンシー）が、著作権譲渡や著作権者の破産等に事情に関わらず安心して利用を継続することができるよう、著作権者から許諾を受けて著作物を利用する権利（利用権）を著作権の譲受人などの第三者に対抗することができることとしたこと。その際、対抗に当たって登録等の要件を備えることは不要としたこと（新法第63条の2）。

また、本規定の施行日（令和2年10月1日）前から存在する利用権についても、施行日以降に登場した第三者に対しては対抗することができることとしたこと（改正法附則第8条）。

5. その他の改正

(1) 著作権等を侵害する送信可能化への対処（改正法附則第7条関係）

政府は、著作権等を侵害する送信可能化（違法アップロード）への対処に関する施策の充実について検討を加え、必要な措置を講ずることとしたこと。

これに基づき、今後、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制など、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について（2019年10月18日内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）」で示された様々な施策を中心に、関係府省庁が密接に連携しつつ、実効的な対策を検討・実施していくこととなること。

(2) その他の規定の整備

映画の盗撮の防止に関する法律について今般の改正による条項ずれへの対応等の技術的な規定の整備を行う（改正法附則第13条関係）など、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【添付資料】

- 別添1 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（説明資料）
- 別添3 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（参考資料）
- 別添4 令和2年著作権法改正に伴う政省令改正の概要（リーチサイト関係）
- 別添5 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）条文
- 別添6 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）新旧対照表
- 別添7 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第284号）条文
- 別添8 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第284号）新旧対照表
- 別添9 著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第31号）条文

【参考ウェブサイト】

- ・文化庁ウェブサイト（改正法関連資料、解説等）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

担当 文化庁著作権課法規係
電話 03-5253-4111（内線2775）